

平成26年 第2回

南会津地方環境衛生組合議会
定例会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成26年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会議事日程

議事日程

平成26年8月25日（月）午前10時00分開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 報告第2号から議案第4号を一括上程
(管理者提案理由の説明)
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第2号 南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について
- 日程第7 報告第3号 平成25年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第8 議案第3号 平成25年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第4号 平成26年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1番	五十嵐 司	議員	2番	佐藤 勤	議員
3番	山岸 フミ子	議員	4番	渡部 忠雄	議員
5番	室井 亜男	議員	6番	湯田 良一	議員
7番	酒井 右一	議員	8番	高野 精一	議員
9番	星 嘉明	議員	11番	佐藤 一美	議員
13番	芳賀沼 順一	議員			

欠席議員（2名）

10番	星 登志一	議員	12番	齋藤 邦夫	議員
-----	-------	----	-----	-------	----

説明のための出席者

大宅 宗吉	管理者	目黒 吉久	副管理者
星 學	副管理者		
木下 光廣	監査委員	芳賀美恵子	会計管理者
渡部 啓一	事務局 局長	近藤美智夫	事務局 次長
阿久津 正治	環境衛生課 長	阿部 妙子	総務係 長 財政係 長
書記			
山内 泰生	財政係 副主査		

開会 午前10時00分

○芳賀沼順一議長 おはようございます。定刻になりましたので会議を開始します。

開会に先立ちまして、下郷町及び只見町議会の選出の議員の変更がありましたので、新たに、下郷町から 佐藤一美君、佐藤勤君が、只見町から山岸フミ子さん、酒井右一君が選出されましたのでご報告いたします。

それでは、佐藤勤君から順に自己紹介をお願いします。

○佐藤勤議員 みなさんおはようございます。2年ぶりのごぶさたになりますけれども、私も新しいメンバーに入れていただきまして本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 続いて山岸フミ子さん。

○山岸フミ子議員 山岸フミ子でございます。合併してから初めての議員ですが、どうぞよろしくご報告いたします。

○芳賀沼順一議長 続いて酒井右一君。

○酒井右一議員 酒井右一であります。まったく初めてこの場に立っております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 続いて佐藤一美君。

○佐藤一美議員 みなさんおはようございます。佐藤一美でございます。衛生組合は初めての議員でございます。3月の16日に議長にさせていただきましてここに参加するようになりました。よろしくご報告いたします。

○芳賀沼順一議長 以上で、自己紹介を終わります。



◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 都合により欠席があった議員は、
10番、星登志一君、
遅刻する旨の届け出が議員はあったのは
12番、齋藤邦夫君です。
ただいまから平成26年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会

いたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上着の脱衣を許します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。



◎議席の指定について

○芳賀沼順一議長 日程第1、「議席の指定」をいたします。

今回、新たに下郷町、及び只見町議会より選出されました、佐藤一美君、佐藤勤君、山岸フミ子さん、酒井右一君につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議長において佐藤勤君を議席番号2番に、山岸フミ子さんを議席番号3番に、酒井右一君を議席番号7番に、佐藤一美君を議席番号11番に指定いたします。

準備をいたしますのでしばらくお待ちください。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、

4番 渡部忠雄君、

5番 室井亜男君を指名します。



◎会期の決定について

○芳賀沼順一議長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日限りの1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。



○芳賀沼順一議長 日程第4、報告第2号から議案第4号までを一括上程します。

本案について管理者より提案理由の説明を求めます。

○大宅宗吉管理者 議長。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○大宅宗吉管理者 みなさん、おはようございます。本日ここに、平成26年第2回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先週の金曜日ですか、下郷地区で大変大きな雹が降ったということで、農作物であったり車両であったり、家屋であったりと大変な被害にあったと聞きました。被災された方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

ここで、この場をお借り致しまして大変申し訳ございませんが、私の方から一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

私は、去る4月20日に行われました、南会津町長選挙によりまして再選をさせていただきました。

更の後ほど、報告第2号でご報告申し上げますが、4月28日に開催いたしました、管理者会におきまして、管理者及び副管理者の互選について協議をいたしました。

その結果、私が管理者として互選されましたが、昨今の環境衛生行政をとりまく情勢は、まことに厳しい状況でございますが、地域住民が健康で快適な生活を営めるよう、生活環境の保全と向上を目指し、環境衛生行政の推進のため、取り組んでいく所存でありますのでよろしくお願いをいたします。

また、組合議会議員の構成につきましても、下郷町及び只見町の議会選出

議員の改選等がされましたが、引き続き在職されている議員の皆様方はもとより、新たに選出されました議員の皆様方には、今後とも本組合運営のためにご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それから、今回新たに選出されました方々には、去る5月30日に、当組合及び各施設の概要説明会を開催させていただきました。

貴重なお時間をおつくりいただき、それぞれの施設の現況を研修していただきましたが、当組合の概要と状況をご理解いただき、今後とも何かとご協力のほど、よろしくようお願い申し上げます。

次に、当衛生組合の運営状況でございますが、各施設とも大きなトラブル等もなく、本年度の委託管理並びに定期修繕等の発注及び、稼動状況も順調に進んでおりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第2号、南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、組合規約第9条第2項の規定により、去る4月28日に開催いたしました、平成26年度第1回管理者会におきましてそれぞれ互選されましたので、ご報告するものであります。

次に、報告第3号、平成25年度、主要な施策の成果及び、予算執行の実績に関する報告について、ご説明を申し上げます。

まず、1ページであります。東部聖苑の火葬業務に関する事項から、ご説明を申し上げます。

当該年度の申請件数は、南会津町の田島地域で160件の申請があり、前年度より53件の減、下郷町は126件の申請で3件の増となりました。

町外の申請は6件で10件の減でありました。

合計件数は292件となり、前年度より60件の減となりました。

今後も、施設の維持管理には充分注意をしながら業務を行ってまいります。

次に、3ページは西部斎苑の火葬業務に関する事項であります。

当該年度の火葬件数は、南会津町の西部地域で121件の申請があり、

前年度より 7 件の増、只見町は 83 件の申請で 2 件の増となりました。

町外の申請は 4 件でありました。

合計件数は 208 件となり、前年度より 9 件の増加となりました。

次に、5 ページで東部衛生センターのし尿処理業務について、ご説明を申し上げます。

まず、し尿等受け入れ量は、全体として前年度より 191.7 キロリットル増加しました。生し尿は 265.5 キロリットルの減、浄化槽汚泥は 441.9 キロリットルの増、農林集排汚泥は 15.3 キロリットルの増となりました。

4 月から 12 月までの受け入れ量は、施設処理能力の 1 日あたり、40 キロリットルに対し、20 キロリットル増の 1 日当たり、60 キロリットルで対応したことにより、平均受け入れ量は 1 日当たり、56.7 キロリットルとなりました。

許可業者の計画搬入に関しましては、昨年同様、南会津環境整備協業組合が取りまとめ提出していただいています。計画にない搬入に関しましては、当センターが受け付けをおこない、各業者が重ならないよう調整をして搬入を行っております。

なお、施設の維持管理に関しては、補修及び設備の保守点検などは、適時、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、8 ページの西部衛生センターの運営状況であります。し尿受け入れ量は、全体として前年より 478.1 キロリットル増加しました。

生し尿は 42.3 キロリットルの減、浄化槽汚泥は 520.4 キロリットルの増、農林集排汚泥は 84.5 キロリットルの減となりました。

稼働率としましては、年間稼働率 63.9 パーセントと余裕があり、適切に処理が行われています。

なお、当施設は建設から 23 年が経過し、老朽化が著しい為、コンクリート構造物等の点検や、補修及び設備の保守点検などは、適時・適切な維持管理に努めてまいります。

次に、10 ページの東部クリーンセンターのごみ処理業務について、ご説明を申し上げます。

一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、

ビン類そして新分別のプラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて 2.8 パーセントの減量となりました。また、当施設から搬出された有価物は 788,660 キログラムで、売り渡し額が 157,265 円でした。

焼却灰及び乾電池等の最終処分搬出量は、929,490 キログラムで、搬出委託額は 27,727,446 円となり、さらにリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部と西部あわせて 199,380 キログラムで、1,278,306 円の再商品化実績となりました。

なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で 0.08 ナノグラム、2号炉は 0.062 ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。

次に、15 ページの西部クリーンセンターの運営状況ですが、一般廃棄物受け入れ量は、可燃、不燃、粗大、危険とペットボトル、ビン類、プラ製、紙製、紙パック、段ボール、古紙類は前年度から比べて 3.6 パーセントの減量となりました。また、当施設から搬出された有価物は 344,460 キログラムで、売り渡し額が 1,564,034 円でした。

焼却灰の最終処分搬出量は、541,140 キログラムで、搬出委託料は 16,477,710 円となりました。

乾電池搬出とリサイクル協会へのペットボトル、ビン類、プラ製の搬出については、東部で一括して報告してありますが、西部では 139,620 キログラムを搬出しました。

なお、排ガス中のダイオキシン類の数値は、1号炉で 1.2 ナノグラム、2号炉は 1.5 ナノグラムとなり、ともに基準値よりも大幅に下回っている状況であります。

次に、20 ページの公有財産について、ご説明を申し上げます。

まず、土地および建物につきましては、前年度と変更はなく、それぞれ全施設分で、土地面積合計は、63,239.48 平方メートルで、建物の延べ面積は、9,678.28 平方メートルです。

次に、21 ページの物品につきましては、公用車でありまして、年度中に 3 台が減となり、車両合計は 27 台となっております。

これは、平成 25 年度より西部地区のごみ収集運搬業務を民間移行したことに伴い、収集車両を売却処分したことによる減でございます。

最後に 22 ページの基金の状況であります。基金は財政調整基金だけであり、年度中に 15,946,000 円を積立し、更に、15,045,000 円を取り崩しいたしまして、基金の総額は 15,931,000 円となりました。

この内訳といたしましては、まず年度中の増額分は、地方財政法に基づく、決算剰余額の積み立て分でございます。次に減額分でございますが、これは旧西部環境衛生組合時代の基金で、統合時に構成町へ返還するものでありましたが、一部国債として保有していたもので、統合時点において満期前だったことで、満期前の解約では元金割れを生じることから、満期を待って取り崩しをおこない、構成町へ返還したものでございます。

以上、報告第 3 号の内容をご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

次に、議案第 3 号、平成 25 年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

去る 7 月 24 日に実施されました、平成 25 年度分における組合の決算審査結果につきましては、後ほど監査委員から報告があらうかと存じますので、よろしくお願いたします。

決算書の 1 ページからご覧いただきたいと思っております。

平成 25 年度における歳入調定額は、1,068,590,907 円でありましたが、収入済額は、1,067,799,907 円となり、791,000 円の収入未済額が発生いたしました。

この収入未済額は、斎場使用料及びし尿汲取、浄化槽清掃維持管理手数料、滞納繰越金の年度内収入が見込まれなかったもので、これらの未収金につきましては、現在、徴収業務を進めているところでございます。

次に、2 ページの歳出における支出済額は、1,039,452,400 円となり、歳入歳出差引残額は、28,347,507 円で、これは、繰越金として、平成 26 年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に議案第 4 号、平成 26 年度、南会津地方環境衛生組合、一般会計補

正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 18,347,000 円を追加し、総額を 1,152,329,000 円とするものであります。

まず歳入でございますが、第4款の繰越金で、平成25年度の決算が確定したことから、補正前の額に 18,347,000 円を追加し、28,347,000 円とするものであり、歳入総額を 1,152,329,000 円とするものであります。

次に、歳出につきましては、新年度の人事異動に伴う人件費の調整及び、地方財政法に基づく、決算剰余金の追加積立補正が主なものでございます。

まず、第2款、総務費の総務管理費では、人件費及び積立金の調整等で、9,507,000 円を追加し、補正後の額を 89,855,000 円にするものであります。

続きまして、第3款の衛生費は、まず保健衛生費の人件費で、579,000 円の追加、清掃費の人件費で、1,210,000 円を追加、ごみ処理費の通信運搬費で、142,000 円を減額、清掃費合計で 1,068,000 円を追加し、衛生費補正額合計を 1,647,000 円とし、衛生費合計額を 1,044,682,000 円とするものであります。

次に、第4款の予備費調整で、7,193,000 円を追加、補正後の額を 17,193,000 円とし、歳出総額を 1,152,329,000 円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

以上であります。

◇

○芳賀沼順一議長 これにて提案理由の説明を終わります。

○芳賀沼順一議長 日程第5、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における、一般質問にあたりましては、会議規則第47条、但し書きの規定により質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定によりその発言時間は答弁を含めて30分に制限することにしたと思います。

○芳賀沼順一議長 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第47条、但し書きの規定により質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を答弁を含めて30分に制限することになりました。

質問に当たりましては議席からの発言で簡潔明瞭に願います。通告による一般質問の発言を許します。

7番 酒井右一君の発言を許します。

○7番酒井右一議員 はい、7番。

○芳賀沼順一議長 7番、酒井右一君。

○7番酒井右一議員 はい、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まずあの、組合議会、それから芳賀沼議長さんに敬意を表して行いたいと思います。

質問です。組合は管内のごみ収集や処理の他に、住民に対する廃棄物抑制のための啓発を行っているか。行っていれば、その具体的な内容を伺いたいということでもあります。お願いします。

○大宅宗吉管理者 議長。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○大宅宗吉管理者 それでは、7番、酒井右一議員の質問にお答えをしたいと思います。

当組合は、一般廃棄物の収集や処理を行いそれに伴う施設の維持管理を行っている一部事務組合でありますので廃棄物処理は組合で行い廃棄物

行政は構成町が行うことで事務処理の役割分担をしていることから組合独自の啓発活動は実施しておりませんでした。

構成町の啓発活動に協力を行うことで実施しているところであり、今後とも構成町と連携を密にしながら廃棄物の排出規制に努めて参る所存であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、報告の中でも申しましたが、住民の方々から理解をいただき現在行っているところでもありますので、傾向としては全体としてはごみの量は少し減ってきているような状況なのかと思ひておりますが、しかし、この地域にとっては、ごみ問題は非常に重要な問題でありますし、環境問題、大きく将来に向かって大きな影響を与えますのでこの衛生組合としても各町の自治体にも声をかけながら住民の皆さんにもご協力をいただくようなことが必要だろうとそのように考えております。

以上、お答えをいたしましたけれども具体的事項につきましては担当課長等より述べさせますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○7番酒井右一議員 はい。

○芳賀沼順一議長 7番、酒井右一君。

○7番酒井右一議員 組合としては、管内の所管に関してはごみ抑制の啓発はしていないという回答でありましたが、私もあの、県の機関あるいは自治法、清掃法などを見てみますと、じつは廃棄物と清掃に関する法律、廃棄物の処理と清掃に関する法律でありますか、これにはあの第3条の3項に、国及び地方公共団体の責務ということがありまして、まさに今管理者がおっしゃった、市町村、当該市町村、自治体が廃棄物を抑制することが義務付けされており、しかしながら、自治法の条文を見ますと、292条であります、みなし規定というのがありまして、地方公共団体の組合については法律またはこれに基づく政令の特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入する者にあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他にあつては町村に関する規定を準用する、というようになっておりまして、当組合は市町村と同じ規模で、同じように法律上、抑制啓発運動をしなければなら

い義務を重ねております。

この件について、把握されておられるのかお伺いをいたします。

○渡部啓一事務局長 議長。

○芳賀沼順一議長 事務局長。

○渡部啓一事務局長 それでは、7番、酒井議員さんのお正しでございますが、自治法の方で地方公共団体も同じような使命を受けているというような法律の定めがあるというようなことでございますが、当組合も廃掃法、または自治法に基づいて業務の方実施しておりますことから、それなりのことは十分踏まえまして、ただあの一般質問の内容でありました啓発活動でございますが、こちらにつきましては各町村でそれぞれのやり方がございます関係上、我々の方は構成町とそれぞれのやり方に乗っ取った形で協力をさせていただいて、組合また、ごみ収集等の中身等これらの問題等そういった協議の場に諮って頂いて、それを盛り込んでいただくような形で町の啓発活動に盛り込ませていただいている状況でございます。

独自でやらないという、先ほど管理者から答弁ありましたかと思うのですが、こちらの方はあくまでも構成町の指導の方法、こちらに従って、組合も実施するっていうような形で今までやっておりますので、今後ともそのような形で啓発活動の方には参加させていただいていきたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 局長に申し上げますが、今の質問はあくまでも法律を知っているかという質問ですので、今の質問は前の部分ですからその分だけ答えればよいと思うのですけれども。

局長。

○渡部啓一事務局長 はい、廃掃法の関係は存じておったのですが、自治法の絡みに関しましては私の方、知識不足でありましたので、そこの部分を把握しなかった部分もございまして今まで答弁したような形で町の方と協力しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大宅宗吉管理者 議長。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○大宅宗吉管理者 私から少し答えさせていただきたいと思います。言葉足らずだったかもし

○7番酒井右一議員 以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、7番酒井右一君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告されている一般質問はすべて終了いたしました。



○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第2号南会津地方環境衛生組合管理者及び、副管理者の互選についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○芳賀沼順一議長 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

以上で報告第2号、南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選についての報告を終わります。



○芳賀沼順一議長 日程第7、報告第3号平成25年度、主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

○芳賀沼順一議長 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

○芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。

以上で報告第3号平成25年度、主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告を終わります。



○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第3号平成25年度南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ここで監査委員より、決算監査を受けておりますので監査委員より監査の報告を求めます。

○木下光廣監査委員 私は、監査委員を勤めさせていただいております、木下光廣でございます。決算監査について報告をさせていただきます。

平成 25 年度南会津地方環境衛生組合一般会計決算審査につきまして、去る 7 月 24 日、室井監査委員と私で、決算審査を実施いたしました。

決算審査の対象は、歳入歳出決算状況であります。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定によりまして、南会津地方環境衛生組合管理者より、審査に付された一般会計の決算は、歳入総額は 106,779,907 円、歳出総額 1,039,452,400 円であります。

歳入歳出差引残額は、28,347,507 円であり、その残額につきましては、翌年度へ繰り越しとなりました。

また、この残高は地方自治法施行令第 168 条の 6 の規定に基づき、指定金融機関に預金として保管されておりましたことを確認しております。

次に、決算規模と収支の状況についてですが、別紙のとおりまとめてございますので、ご覧をいただきまして説明は省略したいと思います。

次に、基金の状況についてご報告申し上げます。基金の種類は、財政調整基金であります。その残額は、15,931,000 円で、金融機関に定期預金として、保管されておりました。

各種帳簿類及び証拠書類等の照合をした結果、計数残高等も合致しておりました。

また、各種証拠書類も適正に処理されていたことを確認いたしました。

次に、審査の個別意見といたしましては特にございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これをもって 監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1 番五十嵐司議員 議長 1 番。

○芳賀沼順一議長 1 番、五十嵐司君。

○1 番五十嵐司議員 はい。1 点お聞きしたいと思います。

西部クリーンセンターでは25年度から、ごみの収集を民間業者に委託して行っている訳ではありますが、ちょうど1年間経過しまして、その業者に委託した結果どれだけの経済効果、メリットがあったのかどうかおっしゃっていただきたいと思います。

○渡部啓一事務局長 議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部啓一事務局長 ただいまの1番議員さんのお話であります、西部地区でのごみの収集委託、こちら業者への委託をして、メリットはどのようなメリットがあったのかというような質問であります。25年度1年間、それから現在まで委託業務の方実施しております。

いちばん私の方へ声があったのは収集回数、こちらの方が以前より増えて、自分の家の所にストックしておく期間が短くて済んで、それが1番良かったというような対応の報告は受けてございます。そういったことで、町民の方がそういったことで言っただけなのが1番いいのかなって言うように考えております。

経費面でございますが、収集運搬で直営の時代、臨時職員とパッカー車等、車両等使って実施しておりました。その関係で、臨時職員の賃金分、それと車両の維持管理費、こちらの方の経費節減、こちらのほうになってございます。

以上でございます。

○1番五十嵐司議員 議長1番。

○芳賀沼順一議長 1番、五十嵐司君。

○1番五十嵐司議員 およそで結構ですが、金額はわかりませんか。

○渡部啓一事務局長 議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部啓一事務局長 経費的な面でどれくらいっていうご質問でございますが、調べたケースの表ございましたが、この場にはございませんのであとでご報告いたします。

○1番五十嵐司議員 はい、結構です。終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

- 芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
- 芳賀沼順一議長 これから討論を行います。
討論は、ありませんか。
[「なし」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
- 芳賀沼順一議長 これから、採決いたします。
お諮りします。
本案については認定することにご異議ありませんか。
[「なし」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。
よって本案については認定することに決定いたしました。



- 芳賀沼順一議長 日程第9、議案第4号平成26年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正
予算（第1号）についてを議題とします。
これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
- 5番室井亜男議員 はい、議長。
- 芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。
- 5番室井亜男議員 1点だけ聞きたいのですが、衛生費の保健衛生費の中で管理職手当、新規
というのがありますが、今回衛生ではなくごみ処理センター全体で管理職に
何人余計になったのか、だからこういう金額になったのか、何人余計になり
ましたか。教えてください。
- 渡部啓一事務局長 議長。
- 芳賀沼順一議長 局長。
- 渡部啓一事務局長 衛生組合全体で1名増でございます。
- 5番室井亜男議員 了解。

- 芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。
[「質疑なし」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
- 芳賀沼順一議長 これから討論を行います。
討論は、ありませんか。
[「なし」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
- 芳賀沼順一議長 これから、採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「なし」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

- 芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。
上着の着衣を願います。
平成26年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。ご苦
労様でした。
大変お疲れの所ご苦労様ですが、この後全員協議会を開催いたしますの
でよろしくお願いたします。
準備をいたしますので、5分間休憩いたします。
なお、10時50分より再開いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員